

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 6 日

環境保健センター 御中

保健福祉部健康推進課

ポスターを用いたダニ媒介感染症並びに蚊媒介感染症の予防啓発及び
対策の推進について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせしますとともに、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、今回、印刷したポスターの配布は行われませんので、厚生労働省のウェブサイトからダウンロードして活用してください。

保健福祉部健康推進課

担当：村上

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 5 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ポスターを用いたダニ媒介感染症並びに蚊媒介感染症の予防啓発及び対策の推進について

気温が高くなる夏には肌の露出が増え、ダニや蚊に咬まれたり刺されるリスクが高まります。

今般、厚生労働省では、ダニ媒介感染症の予防啓発及び対策の推進のため、ポスターを作成しました。ダニ媒介感染症、特に重症熱性血小板減少症候群（SFTS）については、高齢者が重症化しやすいこと、また、農作業や草刈り、山中での作業（山菜採りや狩猟等）は、ダニに咬まれるリスクが高いことから、特に高齢者の方の目に止まるようなレトロな映画風のデザインとしました。

つきましては、貴庁舎をはじめ、保健所、管内市町村、関係機関、関係団体等への配布、ホームページや広報誌への掲載等を通じて、特にダニ媒介感染症のリスクが高い方々に対して、ダニ媒介感染症の予防啓発及び対策を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回、印刷したポスターの配布は行いませんので、以下の厚生労働省のウェブサイトからダウンロードして、活用いただきますようお願いいたします。

また、蚊媒介感染症については、「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 260 号。）及び「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」（平成 29 年 4 月 28 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「手引き」という。）に基づき、従前

より当省ウェブサイトに掲載しているポスター等を活用した蚊媒介感染症の予防啓発及び対策を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、手引きに基づき、リスク地点を選定し、必要に応じて蚊の発生源対策や物理的駆除・化学的防除等を実施していただいているところですが、蚊（幼虫、成虫）の駆除を目的に化学的防除（殺虫剤の使用）を実施する際には、手引きにおける殺虫剤散布時の注意点を参照し、また、業者に依頼する際にも同注意点を遵守するよう留意いただきますようお願いいたします。

【ダニ媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

【蚊媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>